

情報通信審議会 情報通信政策部会 放送政策委員会（第3回）

議事録

1. 日時

令和8年7月28日（火）15：00～17：00

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

（1）委員

宋戸主査、山本主査代理、内山委員、高橋委員、大谷委員、柿沼委員、
澁谷委員、林委員、村上委員、柳川委員、山口委員

（2）総務省

豊嶋情報流通行政局長、近藤大臣官房審議官、
井田情報流通行政局総務課長、佐伯同局放送政策課長、根本同局放送技術課長、
坂入同局放送業務課長、飯村同局放送施設整備促進課長、
西村同局放送政策課企画官、増原同局放送政策課国際放送推進室長、
佐々木同局放送技術課企画官、佐々木同局放送業務課企画官、
石原同局施設整備促進課企画官、横澤田同局配信サービス事業室長、
岡山同局放送コンテンツ海外流通推進室長

4. 議事要旨

（1）メディア市場の動向について

山口委員及び内山委員より、資料3－1及び3－2に基づき、説明が行われた。

（2）今後の検討の進め方について

事務局より、資料3－3に基づき、説明が行われた。

(3) 意見交換

各委員より以下のとおり発言があった。

【宋戸主査】

それでは、少し場つなぎ的に私から山口委員に御質問させていただきたいと思います。非常に多岐にわたり今問題となっているメディア市場の動向、また、政策判断に資する視点を挙げていただきましたが、特に資料の17ページに視点のまとめをいただき、その前にも幾つかの課題を挙げていただいておりますが、ある種の優先課題のようなもの、先ほど事務局から資料3-3で、年度内に一定の方向を取りまとめるべきもの、それから検討すべき課題とありましたが、別にこれに拘束されるものではないですけれども、本委員会として特にここは優先的に急いでやらなくてはいけないものじゃないか、議論しなくてはいけないものじゃないかとか、ここは少しじっくり時間をかけて、あるいはこういったところの情報を集めてやったほうがいいのではないかとといったような、お話しいただいたことを時間軸で考えてみたときに、事務局の先ほどの資料3-3の12ページにあるような進め方との関係も含めて、少し補足をいただければありがたく存じますが、いかがでしょうか。

【山口委員】

いずれも非常に重要な課題であり、早く取り上げなければいけないと考えてはいるのですが、逆に時間が残されていない領域は何かと考えると、ローカル局の再編や連携を促す実効的な制度設計の検討ではないかと思っています。

そのため、ほかの検討も同時並行で進めつつも、このままジリ貧状態を放置すれば取り返しのつかないことになってしまうローカル局に関する制度設計が最優先に取り組んでいくべき事項なのではないかと思っていますところ です。

【林委員】

まず、山口先生、内山先生、示唆報告に富む御をありがとうございました。

私なりの理解ですが、両報告に共通して表れているのは、放送の公共性を担う機能が、放送事業者自身の手の届かない場所で左右され得るようになったという事態であると受け止めました。

山口委員の御報告では、テレビがA Iを搭載したコンテンツゲートウェイになるという将来像が示され、内山委員の御報告ではプロミネンス論が示されました。両報告は、同じ現象をそれぞれ産業側と制度側から見たものだとして理解しました。

その上で、主にコメントを2点申し上げます。1点目は、従来の放送制度は、伝送路とチャンネルという有限資源を割り当てることにより、公共性を確保してきたわけですが、番組の到達を左右する要因が、伝送路やチャンネルから端末OSや推薦アルゴリズムへと移るのであれば、規律の対象・重点も、電波の配分から、非免許事業者による取扱いの非差別性といったものへ移らざるを得ないのではないかと、ということです。

内山先生による、プロミネンスの理念だけでも急ぎ明文化すべきと。の御指摘に、私も賛成です。ただ、その際、義務の名宛人が免許人ではないことから、放送法の枠内では完結しない可能性もあると思います英国の2024年メディア法が、コミュニケーションズ法を改正する形を採ったことは、その意味で示唆的です。

2点目ですが、プロミネンスは、画面上の限られた位置の配分であり、ある種ゼロサム的な性質を持つものだと思います。そこで、全国と地域のプロミネンスを別枠で設計する、すなわち全国SIGとローカルの枠を分けるイタリアのような方式が必要になるとの御指摘は示唆的であり、山口委員の御報告における「組織の維持から機能の維持へ」という整理にも接続するのではないかと思います。

要するに、守るべきものが、局という組織そのものではなく、地域ジャーナリズムの確保、あるいはその到達であるとすれば、プロミネンスは、を確保する手段として位置づけられるのではないかと思います。

そこで、両先生にお伺いします。プロミネンスは利用者が自ら選ばないものを見せる制度にもなりかねず、利用者の自律的選択との間に緊張をはらみます。しかし、その正当化根拠は、特定の選択をさせることなく、選択肢が事業者の商業的利害によって不可視化されない環境を確保することに置くべきだと思います。このような理解が両先生の御趣旨と整合するか、お伺いしたいと思います。以上が1点目の質問です。

続いて、事務局資料12ページの検討課題、「(1) 基本的なコンセプトの整理」について申し上げます。この整理には、先ほどの発言とも関係しますが、規律の重心を番組の内容から、情報の流通構造、すなわち発見可能性、到達経路、配信基盤へと移していくという設計思想を、ぜひ明示的に含めていただきたいと思います。

そう考える理由は、放送が直面する課題の所在が変わってきているためです。先ほどの

両先生の御にもありましたが、取材や編集に裏打ちされた質の高い番組は、今も放送事業者の自主・自律の取組によって支えられています。むしろ今日の問題は、アテンション・エコノミーの下でプラットフォームが情報流通を事実上左右する環境の中で、そうした番組が国民に届きにくく、見つけてもらえないという点にあります。番組の中身を規律する従来型の規律では、この「届かない」という課題には応えられません。加えて、放送と通信を区分する従来の技術的な基準そのものも、昨今のNHKプラスの配信に係る技術的実態などを拝見すると、既に形骸化しているように思われます。前回の放制検からの課題ですが、伝送路の違いに着目した区分が実態と乖離しているのであれば、放送の社会的役割に照らして概念を捉え直していく必要があるのだろうと思います。

そこで、社会的役割に照らした放送概念の再構成、同時配信に係る権利処理、受信機の仕様や配信基盤の制度的担保という三つの層について、ここでコンセプト整理を掲げていると受け止めてよいのか。今後の検討課題だと思いますが、この点を事務局に確認させていただければと思います。

最後に1点だけ、この際、重要なのは官民の役割分担だと思います。放送とネットを行き来する時代にふさわしい新しい放送サービスの姿は、本来、NHKと民放が垣根を越えて自ら描いていくべきものです。事業者がそのような構想を安心して進めるためには、その土台となる受信機の仕様が将来にわたって確保されとの見通しと、配信も視野に入れた放送概念や制度上の受皿が不可欠です。これらは、行政の側で並行して整えていただく必要があります。事業者のそのような自律的な挑戦を行政が制度面から支え、後押しする関係にあるということを、コンセプトの整理の中に位置づける必要があるのではないかと思いました。以上でございます。

【山口委員】

プロミネンスのところですが、結論から言えば、プロミネンスの目的は視聴者の選択を強制・制限することではなくて、プラットフォームのアルゴリズムによって隠されてしまった社会的・公共的に必要な選択肢を再び視聴者の目の前に可視化し、本当の意味での自立的選択を可能にする環境に置くことだと考えています。

そのため、アルゴリズムに支配された環境ではなく、多様で信頼できる情報が常に選択肢として担保された、情報的健康が保たれる環境に置くこと、が重要であるということだと思っているので、御指摘のとおりだと思います。

【内山委員】

私の資料で26ページ、下のほうに「ユーザーカスタマイズとの関係」ということがありまして、実際にそのプロミネンスを実施に至っているこの4か国においても結局ユーザーの選択は最優先です。そのため、いくら機械側でこの順番でお勧めしますと言ったところで、最後はやはりユーザーが選ぶ順番が優先されるということが基本的にデフォルトとしてあるので、ユーザーが勝手にトップ画面の順番を並べ替えてしまえば、それが最優先ということになると思います。

例えば、先ほどの山口先生の御発表の中でもあった、もし将来、テレビOSが本当にエンジェンティックAIになってきた際にも、視聴者の問いかけに応じて、お勧めする順番がきつとあると思います。その順番のときに、完全に裏側でどこかの事業者が優先されるということではなくて、やはりちゃんと裏打ちのあるものをということだと思っています。

先ほどの絡みで言うと、結局AVMSDでもその編集責任ということを盛んに言っていますので、何か言論的な主張があったとして、その主張が逃げないということだと思っています。何か（炎上して）問い詰められてしまうと、ネット空間だと逃げる人はいっぱいいると思うのですが、最後の最後まで逃げないということだと思っています。そういう覚悟を持って放送免許をもらう人、あるいは、イギリス流で言うところの事業者免許と伝送の免許を分けた状態での、その事業者免許を取る人たちの覚悟というものを持った人たちが、優遇されるということだと思っています。

【増原放送政策課室長】

林構成員の問題意識に全て答え切れているか自信がないですけれども、基本的なコンセプトの整理という、審議会での出発点を作っていきたいというのが1ポイントでございます。

そして、皆様の共通認識として、放送のコンテンツ、あるいは信頼できる情報といったものに価値・役割があるとして、もはやそれを放送波で送るだけではその価値・役割が到達しておらず、であれば実質的な意味がないのではないかという御意見だと思っております。

そういった中で、実質的にどう放送の価値・役割のある情報やコンテンツを放送波に限らず届けていくかという議論を今後していきたいと思っております。林先生からいただいたようなところも、出口がそこまでいくかというのもありますけれども、スコープとし

ては入ってくるものだと思っております。

【村上委員】

お二人の御報告をお伺いして、日本はよくも悪くも欧米のようにダイナミックな再編とか、系列ネットワークを破壊するような新たなプラットフォームが誕生しにくいという現状を理解しました。

3点、お話をさせていただきたいと思います。

1点目、先ほど山口委員が再編を最優先にとおっしゃっていただき、資料にも再編を促すインセンティブという言葉がありました。マスメディア集中排除原則の緩和を色々と続けてきても、なかなか再編がうまく進まないというところで、さらに再編を促進させようということを政策的に支援していくという趣旨だと思いますが、これそのものは私も否定はしません。ただ、今後、場合によってはマス排の廃止も議論に上がってくるかもしれませんが、これからは楽観的かもしれませんが、おのずと再編の方向に流れ出すとは思っています。なので、今しばらくは事業者の主体的な動きを見守りたいし期待したいなと。つい先日、1局2波政策もできたばかりなので、というスタンスです。

むしろ、政策として大事なのは、その流れを加速させるということよりも先に、こうした規制を緩めたときに失ってはいけないもの、あるいは新たにつくり出さなければならぬものを具体的に見極めて、そこにフォーカスした政策を考えていくことなのではないかと思っています。

私が思っているだけかもしれませんが、放送政策、特に公共的な放送政策の本来の役割というのは、市場経済の流れの中で社会的価値という“横やり”を入れることなのではないかと思っています。なので、大きな潮流にあらがわずに、むしろその流れを利用しながらでも価値を創造していこうとする、そうした事業者や作り手による取り組みを政策でどう後押ししていくのかということを考える議論をしたいと思っています。それが1点目です。

2点目は、先ほどから出ているコネクテッドテレビの話ですけれども、最近登場したGemini TVを見ていると、AIコンシェルジュが賢くて、これが普及していってしまうと、放送局による安心・安全な視聴環境の提供もさることながら、データ活用による広告ビジネスの可能性がかなり厳しくなってくるというところで、ここが本当に放送局にとっての正念場かと思っています。

一方で、視聴者やユーザーにとってはテレビのリッチ化であり、これほど面白いサービスが展開していくことはないなというふうに、私は一視聴者として感じてしまったことも事実です。

こうした時代において、上から目線ではなく、ユーザビリティも上げつつ、放送の価値・役割を維持するという観点から、政策議論として何ができるのか。プロミネンスという施策の議論が必要だという論点が挙がっていますが、たとえば、欧州はH b b T Vという放送規格の上で、放送とそれ以外のOS事業者が争っている環境を長らくの間、作ってきたということがありますが、日本はそうした放送規格の議論はもうしないのか。ハイブリッドキャストというものが、地デジ後、「次世代スマートテレビ」として政策として立ち上がり、今も実装しているテレビメーカーはあると思いますが、こういったことを再び議論の俎上に上げることがあるのか、というところも含めて考えてみたいと思います。

3点目ですけれども、衛星放送の活用方策に関連して発言したいと思います。

これは私の認識なので、もし間違っていたらすみませんが、右旋での地上放送の代替という議論も排除しないのではないかと受け止めています。それを前提にこれから発言したいのですが、もし先走り過ぎていたら、このコメントは放送インフラの将来像のコメントとして発言できればと思います。

現状、ミニサテは2040年ぐらいまで共同利用ということで維持される見通しもあって、喫緊の課題はNHK共聴と自主共聴です。自治体ケーブルの今後という問題もあると思います。これをどうやって代替していくのかということは喫緊の課題であって、仮にそれに右旋を活用するとなると、地デジの衛星セーフティネット同様、民放は帯域が限られるために在京キー局のみということが想定されると。これは放制検の最後のほうでも論点に挙げられていました。

その場合に、ローカル放送はどうするのかということです。何も対処しないのか、それとも一部をネットで地域ごと差し替えるような技術レベルの議論もあわせてするのか、地域放送を切り出して再編成した別チャンネルみたいなものをつくるのか。この辺りの議論を、衛星の議論のところですかしないのかというところです。

あと、以前のことを思い返してみると、地上放送の衛星代替という議論は、左旋の活用という議論からスタートしていたように思うのですが、共同衛星は左旋のサービスは行わないとなりました。ということは、左旋による代替の議論はなくなったという理解でいい

のか、それとも違うのでしょうか。

配信においても、ブロードバンド代替の制度化が行われたけれども、実際の活用はこれからということで、著作権処理の問題があるとの指摘があります。この辺の状況もどうなっているのかというところを把握する必要があると思います。

また、先ほどから、その伝送路中立であったりとか、配信シフトといった様々な議論がありますけれども、それをブロードバンド代替のような形で行うのか、もしくはNHKプラスやradikoのように、「地域限定特定入力型自動公衆送信」という位置づけではないIPユニキャストを進めることで、代替としていくという考え方もあると思います。

そのほうが、民放にとってはむしろビジネスの伸びしろがあるとも言えますが、この辺りも含めて、これは事務局への質問になりますが、衛星放送の活用方策を議論するに当たって、代替が議論の俎上に上がるのかということが1点、そして、地上代替のメニュー全体を一回整理するということであったり、放送事業者がどう考えているかについてのヒアリングを行ったりする予定があるのかどうか、どういうふうに論点になってくるのかというところが気になっていたもので、質問をさせていただきたいと思います。

【増原放送政策課室長】

まさにこの衛星放送の活用方策といったときの、1つの出口の案をいただいたものかと思っております。その上で、まさにこれは御議論だと思っております、最初から排除しているということではないという認識でございます。

また、衛星放送の空き周波数を活用していくというときに、衛星放送関係の事業者もいるでしょうし、あるいは地上波の事業者もいると思いますが、そういった事業者の意向を確認していくことが必要だということは、御指摘のとおりだと思っております。

【大谷委員】

山口委員からのプレゼンテーションの資料16ページで、あえてBS放送の存続を前提とした上で幾つかの御提案をいただいたことに共感を覚えたということをまず申し上げたいと思います。

全国への同報性を生かしたレジリエントなインフラ・実験場としての役割の再定義ということは、まさに衛星放送の特性を生かした方策でありまして、そこに大いに期待をかけたいところですが、それを維持するための衛星放送事業者の経営基盤を支える収入

源をどういった形でこれから確保していくのか、どこに見いだすのかについて、どのようなアイデアをお持ちなのかを教えていただければと思います。

せっかく発言の機会をいただきましたので、ほかの部分についてもコメントをさせていただければと思っております。

山口委員のプレゼンでは、ローカル放送の今後の活路について具体的に述べていただいたところではあるのですが、これまでに議論にも出ていたところですが、市場に委ねることにはもう限界が生じていると、そして、国がプロアクティブに動いて、この機能の維持のための方策を見いだすべきという御見解には私も同感でございます。

そのためには、やはり放送概念、コンセプトをリフォームしていくことは不可避だと思っております。取材に裏打ちされた信頼できるコンテンツを制作する役割、それを維持するために、組織ではなく、その機能を守るために何ができるかという観点から議論していくアプローチというのは、非常に大切なものだと思っております。

山口委員の資料の15ページのところに、電波塔からソフト、ビジネスへというキャッチフレーズを記載していただいたところで、これも非常に分かりやすいキャッチフレーズだと思っております。

地域メディア会社の収入源をどう考えていくか、広告を確保するということになると思いますが、その広告の確保というのは、地域メディア会社が制作するコンテンツへの正当なアテンションを確保するために必須のものでありまして、配信プラットフォームにそれが埋もれないようにするためには、プロミネンスとセットとすることがやはり必須であると考えておりまして、内山委員が発言されましたように、基本的な理念だけでもプロミネンスを制度として導入するということの明確化は急いдаほうがいいということについては、全く同感でございます。その点を付け加えさせていただきます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

【山口委員】

この「インフラ・実験場として」というのは、単体で運用していくというイメージではなく、右側の取り得るオプション案のところで記載していたような、様々なビジネスへの取組というのを前提として想定しておりました。

B S全体でどのように儲けていくのかという話になると思いますが、現状のB Sビジネスを見ていると、一般的な広告ビジネスというよりは、どちらかというと通販ビジネスで

事業を維持しているような状況に近いと思います。そのため、BS全体で見たときの考え方として、別のところで申し上げた放送、通信、リアルを掛け合わせた立体的なコマーシャル収益だったり、配信プラットフォームとの協業による「受皿・送客」モデルは配信に今後シフトした際に取り残されるセグメントをBSで吸収していくコンセプトで記載をしましたが、配信事業者として例えばNetflixのような事業者がBSを活用することで送客フィーとかショーケース枠代みたいな話で新たなビジネスができるのではないか、そういったことを想定しています。

最後の「ハイブリッド放送基盤実験場」は、放送とIPの連動みたいな話、過去の表現では通信・放送連携・融合のようなことで、たとえば衛星で放送を全国に流し、IPで地域のターゲット広告を展開することで、新たな広告価値を生み出すことができるのではないかということ想定して申し上げました。

ここはどちらかというと「実験場」と、そのほかの要素を組合せながら、新しい価値をBSの中で生み出していくという、そのような想定で記載をしていました。

【柳川委員】

山口委員、内山委員のお話、とても有意義なお話で、いろいろお勉強させていただきしたので、どちらかというと御質問というよりは、コメント的なものも含めて少し意見をお話しさせていただければと思います。

1つは、やはりかつては電波を配分することから生じる独占力であるとか、あるいは集中力と、こういうものをどれだけ抑えていくかという部分が、かなり一定の役割として大きかったのだと思うのですが、今やこういう時代の変化の中では、いかに民間ビジネスをより活性化させるか、もうちょっと平たく言えば、どうやってもうけられるような仕組みをしっかりとつくっていくかということが、非常に重要になってきていると思います。

その民間のビジネスだけではというお話はそのとおりで、規定を新たに変わっていく中で、もう少し民間ビジネスをしっかりと広げていくための試みというものがより必要になってきていると思います。ですから、その辺りが集中力排除とか、ある種の制度改革・規制改革も含めて考えていくときに来ているというのが1点目です。

2点目は、お話があったように、放送インフラを支えていくというときに、やはり放送電波だけを考えることはなかなか難しいと。より幅広いところでどうやって届けていくか、そのためのコストなりをどうやってみんなで分担していくかということが、大きなところ

になってきていると思います。

そのときには重複投資はできるだけ避けるような、あるいは避けることができるような枠組みであり、支援というものも非常に重要になってくるのではないかと思います。

先ほど山口委員からお話があった衛星放送の活用のようなお話も、いろいろ工夫しながらできるだけそこでコスト削減できるようにしていく、あるいは有効なビジネスとしての活用を考えていくということが必要だと思います。

そうは言っても、その中でやはり我々がユニバーサルサービスとして受け取る部分に関しては、ビジネスとして回っていかない部分もどうしても出てきてしまうという部分においては、やはりこれをユニバーサルサービスとしてどこまで国として支援をしていくかということも、考えていく必要があると思います。これが放送電波とどう絡めていくかというのが、残っている大事なポイントかと思っています。

その上で、今の放送インフラを届けていく技術的な枠組みとコストの分担ですけれども、届けていくサービス、こういうところがもう一つ考える必要があるのではないかと。これが先ほどのGoogleだったり、生成AI、そういうようなところが届けていくサービスをやっていく中で、ここの部分を放送法の放送免許を持っている人たちがやるのか、あるいはもう少しほかの人も考えるのかと、届けるサービスというのをどう考えるのかというのが、1つ重要なポイントかと思っています。

3番目は、そういう意味で、放送コンテンツをしっかりと今までつくってこられた放送事業者の方々のこの放送コンテンツのビジネスをどう高めていくのかということでは、これは非常に世界的な放送コンテンツの競争の中で、よりビジネスが回っていくような枠組みというのが大事なのだろうと思います。

そのときに問題になるのが、1つは地域の災害であるとか防災であるとか、こういうもののローカルな情報をしっかり提供していくこと、ここの部分はやっぱりどうしてもコストがかかるところなので、ただ義務化したときに、どのように国として支えていくのかという類の話と、それとは少し違うレベルで質の高い、責任を持ったコンテンツをつくっていくことが放送コンテンツをつくっている方々には求められてきたわけですが、これもやはり質の高いコンテンツというのは一体どういうレベルのものなのかが、もう少しこういう時代だからこそ定義をしていかないと、ビジネス上の手かせ足かせがかかってしまったり、あるいは、本当の意味で我々が求める質の高いコンテンツが十分に提供されなくなったりすると。そのような防災みたいなこと、ある意味で分かりやすいレベル感ですが、それ以

上の質の高いコンテンツを考えるとときには、しっかりとしたある種の線引きをしないと、先ほどお話があったようなプロミネンスの話もなかなかうまく乗っかってこないという辺りが残っている課題ですし、これから重要になってくる場所かと思っております。

【山本委員】

2点、1点はコメントで、2点目がお二人への御質問になるのですが、1点、林先生から非常に重要な問題提起があったかと思えます。すなわち、ユーザーないし視聴者の自律的な情報の摂取を、プロミネンスが制約しているのかどうかという論点です。

私は、もちろんそのような側面、非常にパターンリスティックな側面もあるのかなと思いつつも、他方で、エンゲージメント・ベースト・アルゴリズムと言われるようなアテンション・エコノミーにおけるアルゴリズムによって、情報を言わば他律的に摂取させられているような側面もあるのかとも思っております。

それから、読売新聞と慶応大学で先日、子供たちにアンケート調査を行ったのですが、それによると、テレビというのはかなり信頼されているが、ネットで流れてくる情報はそれほど信頼されていない。けれども、テレビの視聴というのは時間としては落ちているというところで、「信頼できるもの」と「実際に見ているもの」とのギャップが開いてきている。信頼できないものを見せられているという面があるのかな、とも思っています。

また、コンテンツWGというのを以前、私が主査でやっていたのですが、そこでもプロミネンスについての調査を行ってしまして、今手元にないので確認する必要があるのですが、そこでは、多様な情報に触れたいというような方も一定数おられたと記憶しております。

そういったことを考えると、プロミネンスというのは、自律的な情報摂取というのを制約するのではなくて、むしろ自律的な情報摂取を実現、支援するという面もある。エンゲージメント・ベースト・アルゴリズムに囲まれている状態を改善し、自律的な情報摂取を可能にするという側面もあるのではないかと感じたところです。これがコメントです。

2点目は御質問です。コントロールな話ですが、本日は伝送路ベーストで「放送」を定義していくということについての課題が指摘されたかと思えます。そうなってくると、プロミネンス等の政策の対象をどのように定義していくのかということが非常に重要な論点になるのかなと思えます。例えば、新聞も含むのかどうかとか、そういったコントロールな議論が出てくるのかなと感じております。

そういう意味でお二人に伺いたいのは、結局、伝送路ベースな「放送」の定義から離れたときに、プロミネンス等の対象を、誰が、どのような基準で決めていくのか。諸外国の法制度なども踏まえてお考えがあれば伺いたいと思っております。

以上です。

【山口委員】

現時点で明確な回答はないですが、実際プロミネンスの最近の動きを見てみると、海外では、SNSや動画共有プラットフォーム上でニュースコンテンツを見つけやすくする法制度の検討を議論しようというはなしもありますので、ここは今後の議論も含めてみていかないといけないと思っています。

ただ、欧州でも議論が進んでいますが、その認定を受けた主体が発信するコンテンツに対してプロミネンスを保証するというような、放送という概念を一段引き上げたメディア横断的な新しい制度、枠組みみたいなものは、情報空間全体から捉え直して議論していく必要があるのではないかと感じているところです。

【内山委員】

先ほども話したとおり、ヨーロッパは御存知のように、必ずしも事業者免許と伝送の免許が一緒になっているとは限らないので、その事業者免許をもらっている方々が基本的には対象になるということです。

違う見方をしていくと、EU全般によく見られる話ですけど、例えばDSAとかDMAもそうですが、人口とか世帯の10%以上にリーチしているものが対象になりやすいというところはあると思います。そういうふうに考えてしまうと、日本の場合、例えば新聞も最も多い部数を持っている読売新聞もそこまでいかないですから、おそらくそれは対象外になってくるのではないかと思います。

もっと現実論で言うならば、そもそも新聞は何にも規制がかかってない人たちなので、逆に優遇する必要もないという話だと思います。

【柿沼委員】

各国の環境が急速に変容しつつあり、経営危機感を持って企業再編成が次々と行われているということについて理解いたしました。また、国ごとにその顕著な差異が見られるよ

うになっていることについても理解いたしました。

消費者目線としての質問となりますが、この再編成をユーザーがどのように思っているのかについて、消費者の選択の余地が再編成によって狭められることについてどのように思っているのかというのが気になりました。

欧州諸国を中心とした主要国において、放送がどの程度信頼できる情報源として位置づけられているのか、また、ニュースや災害時の情報、教育と娯楽といった各領域でどのように活用されているのかを、政治的独立性の確保などについてもできれば教えていただきたいと思います。

これらの点を理解することにより、日本国内のテレビ放送が抱える課題や特性をより立体的に捉えることが可能になると考えております。

先頃出ました消費者庁の消費者白書の中に、消費者意識調査というものがありますが、「暮らしの中で注意すべき情報をどこから入手又は見聞きしていますか」という問いに対し、テレビ・ラジオの割合が77.2%、インターネットサイトは57.7%と、20%の開きがあります。また、暮らしの中で注意すべき情報の入手先で最も信頼しているものとしては、テレビ・ラジオが29%で、インターネットについては9.7%と、やはりかなりここにも開きがあります。

こうした利用率の高さと信頼度の差が併存する状況を踏まえると、消費者がどのような認知過程を経て情報源を選択し、さらにその情報をどのように評価しているのかについて、ユーザー視点からも検討する必要があると考えましたので、先ほどの2点について御質問させていただきたいと思います。

【内山委員】

御質問ありがとうございます。

どんな媒体、あるいはどんな発信元が信頼されているのかについては、例えばオックスフォードであったり、あるいは、先ほど挙げた独立行政機関であるOfcomであったり、フランスだとArcomであったり、こういったところが年次的に調査をしております、基本的には伝統的なテレビ・ラジオに対する信頼性は高いかと。さらに、またそのテレビという中でも、いわゆる公共放送に対する信頼性が高いというトレンド感は、基本的にはデータとしてあったかと思います。

ユーザーの反応としてあるならば、これはまだ日本に浸透・拡大していない現象ですけ

れども、ヨーロッパでもじわじわとFAST（Free Ad-Supported Streaming TV）という形で、ネットで広告付きのストリーミングテレビというのは普及しておりまして、アメリカと同様、だんだんと見たい番組を探すのが大変になってきたと、それを探すだけで平気で5分、10分、20分使うような状況になってきて、そのことが苦痛だという話、それから、やはりNetflix等の毎月のサブスクの契約料が高いことが不満であるというところは、じわじわと盛り上がっている感じがいたします。

そういう意味で、文字どおりフリーになっている伝統的な商業放送、あるいは年間単位で受信料を払わなければいけません公共放送、言い換えれば、都度、視聴料金を意識しなくて済んでいる放送ということに対する一種の安心感みたいなものというものはあるような感じはいたします。

【山口委員】

村上委員のコメントの1点目について、再編のインセンティブや実効性担保が必要と申し上げた真意について少し補足をさせていただければと思います。

村上委員から御発言のあった価値を創造していこうとする事業者を後押ししていく、という点については、まさに大前提だとして必要だと思っています。

その上で、主体的に動いていこうとする局ばかりではないので、そのような放送局を見守る期間が長引けば動き出す前に体力が尽きて、失ってはいけないものから先に崩壊していくリスクがあるのではと危惧しておりました。単に規制を緩めて見守るだけでは、動きたくても動けない局があるのではと考えていた次第です。

私が申し上げた再編のインセンティブというのは、国が無理やり統廃合を強制するという意味ではなくて、まさに地域の価値を守って、新しいビジネスやメディアミックスを創造しようと勇気を持って統合や連携に踏み出した事業者に対して、国がその移行コストやインフラ共有化の負担を強力に支援してあげる、言わば、表現として前向きなエンジンとしてのインセンティブを意味して御説明差し上げたという次第です。

（４）閉会

事務局より、放送事業者へのヒアリングについては、別途委員に案内する旨の連絡があった。

